

介護保険負担限度額

○負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階		食費		居住費等			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	390円	600円	820円	490円	490円 (320円)	370円
第3段階①	市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階②	市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額になります。

住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）で、預貯金等が下記に該当する場合は負担限度額認定証の対象になりません。

第1段階：単身 1,000万円、夫婦 2,000万円を超える場合

第2段階：単身 650万円、夫婦 1,650万円を超える場合

第3段階①：単身 550万円、夫婦 1,550万円を超える場合

第3段階②：単身 500万円、夫婦 1,500万円を超える場合